

金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について

新型コロナが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進んでいる一方で、民間金融機関によるゼロゼロ融資の返済が本格化し、厳しい状況になっている中小企業が増加しています。そのような中、金融庁は、これまでの金融機関による資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善や事業再生支援について一層の推進を図るため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を進めています。まだ確定ではありませんが、おおよその内容が公表されていますので、その内容をご案内します。

本監督指針は、中小・地域金融機関の検査・監督を担う金融庁職員向けの手引書という位置付けであり、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものであり、金融機関にとっても極めて重要なものとなり、金融機関の運営方針にも大きな影響を与えます。したがって、この内容を知っておくことで、金融機関の今後の動きを推測することができますので、我々中小企業もこの内容を把握しておくことは非常に有意義なことです。

今回の改正案では以下の3つが示されています。

- ① 経営改善・事業再生支援等の本格化への対応
- ② 一歩先を見据えた早め早めの対応の促進
- ③ 顧客に対するコンサルティング機能の強化

■ 経営改善・再生支援等の本格化への対応

コロナ禍の資金繰り支援フェーズから事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援フェーズへの転換を示しています。

これまで、新型コロナウイルスによる混乱を乗り越えるために、コロナ融資の実行や借り換えを行い、さらに返済猶予の期間も長めに取るなど、資金繰り支援を積極的に行ってきましたが、これらは抜本的な解決にはつながらず、先延ばしの色合いが強い傾向にあります。それだけでは立ち直れない中小企業も増加していますので抜本的な経営改善、事業再生の支援が必要だという認識に転換したということです。

我々、中小企業側も状況を正しく認識して経営改善に本気で取り組む必要があり、これまでのように安易に融資を受けられたり、借り換えができるという認識は変えていかなければなりません。実際、業況が改善していない会社に対しては、融資審査は厳しくなっており、ニューマネーの調達は難しい状況にあります。

■ 一歩先を見据えた早め早めの対応の促進

1. 事業者の現状のみならず、状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応を求める

2. 状況の悪化の兆候がある事業者に、正確な状況認識を促すとともに、プッシュ型で提供可能なソリューションを示し、早め早めの対応を促すよう求める
3. 信用保証付融資が多い事業者やメインでない事業者等への支援について、信用保証協会や他の金融機関との早めの連携を求める

書かれていることは素晴らしいですが、金融機関の現場の現状において、これは極めてハードルの高い要求です。

「状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応をする」とは、まさに私たち財務コンサルタントが行っていることですが、それを一人で何十社も抱えている金融機関の担当者が一社一社に対してそのレベルで対応することは不可能でしょう。

さらには、「プッシュ型でソリューションを示す」というのもハードルの高い要求です。こうしたことを現実的に金融機関が対応してくれると期待するのではなく、金融機関はこうしたことを金融庁から求められていることを知った上で、中小企業自らが状況変化を取引銀行に正しく知らせ、具体的な支援をしてもらえるように進めていくことが重要です。金融機関側にもそうした取り組みをすべきだという意識が今後強まっていきますので、ある意味ではチャンスです。また、上記の「3」にあるようにサブバンクにもそうした取り組みを求めています、メインバンクを動かすことが重要です。

■ 顧客に対するコンサルティング機能の強化

1. 事業再生ガイドライン等、提案するソリューションの充実を求める
2. 早期の経営改善に関する計画策定等のソリューションを、公的制度も活用しながら提案し、その実行状況を継続的かつ適切にモニタリングするよう求める
3. 政府系金融機関・支援専門家(税理士、弁護士等)・支援機関(中小企業活性化協議会等)との連携を求める

金融庁は、金融機関に対して外部機関と積極的に連携しながら、経営改善、事業再生支援を行うことを求めています。

これまでのように単にリスクに応じるだけでなく、事業再生ガイドラインに則って、中小企業活性化協議会と連携した私的整理や再生系サービサーとの連携など、さらに一歩踏み出した抜本的な再生支援もイメージしています。

以上のように、国は中小企業の現状を踏まえて、方針を大きく変えようとしています。この流れを自社にとって良い流れにすることが重要です。抜本的な経営改善、事業再生に取り組みたい方は、ぜひご相談ください。

【連絡先】

たかしま行政書士事務所 045-642-5154